

議案第 14 号

字の区域の変更について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条第 1 項の規定により、同条第 2 項の規定による告示の日から本市内の字の区域を別紙のとおり変更したいので、議会の議決を求める。

平成 29 年 9 月 4 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

別紙

大字清水字野手に編入する区域

大字	字	地番
向副	三軒家	480
上記の区域に隣接介在する里道である 国有地の一部		

地番については平成29年7月21日現在の地番である

大字賢堂字西垣内に編入する区域

大字	字	地番
向副	三軒家	500-1,500-2,501-1,501-2,502-1,502-4,502-5,503- 1,504-1,504-2,504-3,505,506-1,506-2,507-1
上記の区域に隣接介在する水路である 国有地の一部		

地番については平成29年7月21日現在の地番である

大字賢堂字東垣内に編入する区域

大字	字	地番
向副	三軒家	509-1

地番については平成29年7月21日現在の地番である